

自動車道事業の工事施行の認可申請期間の伸長等申請事案
の処理方針について

行政手続法の施行に伴い、自動車道事業の工事施行の認可申請期間の伸長等の申請事案の審査基準を下記のとおり定める。

平成6年10月1日

九州運輸局長 田口弘明

記

一. 工事施行の認可申請期間の伸長

1. 審査基準

天災、予期せぬ社会情勢の変化、経済情勢の著しい変動等、やむを得ない事由があるとき。

2. 標準処理期間

1ヶ月

二. 工事方法の変更の認可（軽微なもの）

標準処理期間

2ヶ月

三. 工事完成期間の伸長

1. 審査基準

天災、予期せぬ社会情勢の変化、経済情勢の著しい変動等、不可抗力による工事方法の重要な変更等やむを得ない事由があるとき。

2. 標準処理期間

1ヶ月

四. 供用約款の設定の認可又は変更の認可

1. 審査基準

- (1) 自動車道事業規則第19条に規定されている事項が明確に規定されていること。
- (2) 使用料金の収受、払戻等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- (3) その他、合理的な理由がなく特定の使用者に対して差別的な取扱いをする等、公衆の正当な利益を害するおそれのある内容のものでないこと。
- (4) 損害賠償等、事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

2. 供用約款の設定及び変更の認可については、「自動車道事業供用約款の取扱いについて」（昭和42年5月11日付け自道第185号）の自動車局長通達による自動車道事業供用約款例を参考として処理する。

3. 標準処理期間

2ヶ月

五．構造又は設備の変更の認可（軽微なもの）

標準処理期間

2ヶ月

六．事業の休止の許可

1．審査基準

当該休止によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められること。

具体的には、当該路線の通行量の動向、代替道路等の整備の状況等について十分な調査によって審査を行う。

2．標準処理期間

2ヶ月

七．専用自動車道の工事施行の認可

標準処理期間

3ヶ月

八．専用自動車道の工事方法の変更の認可

標準処理期間

3ヶ月

九．専用自動車道の再開検査

標準処理期間

2ヶ月

十．専用自動車道の保安上の供用制限の認可

1．審査基準

一般自動車道の保安上の供用制限の認可の審査基準に準じて処理する。

- (1) 自動車道事業規則第21条に規定されている事項が明確に規定されていること。
- (2) 供用を制限する自動車の速度等が自動車の通行に対し、危険を生ずるおそれがないものであること。
- (3) 供用を制限する自動車の重量等が、自動車道の保全を困難にするおそれがないものであること。
- (4) 供用を制限する自動車の長さ等が、自動車の通行効率の著しい低下を来さないものであること。
- (5) 保安上の供用制限として定める事項について、一般自動車道構造設備規則、道路運送車両法の保安基準、道路交通法施行令等の関係法令に適合したものであること。

2．標準処理期間

2ヶ月

十一．専用自動車道の構造又は設備の変更の認可

標準処理期間

2ヶ月